

福岡県公報

平成27年1月23日
第3662号

目次

告示(第28号-第36号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 1
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 4
○一般競争入札の実施	(総務事務センター) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 11
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行	(公園街路課) …………… 11
○地域森林計画の公表	(農山漁村振興課) …………… 11
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) …………… 12

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12

告示

福岡県告示第28号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成17年6月15日福岡県告示第1165号北九州都市計画道路事業3・3・19号4号線及び北九州都市計画道路事業3・4・179号砂津長浜線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成11年8月25日から平成31年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年6月15日福岡県告示第1165号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年6月15日福岡県告示第1165号の事業地に同じ

福岡県告示第29号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代2月号	雑誌15277-02	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは

図書	2	実話ドキュメント 2月号	雑誌15115- 2	マイウェイ出版株 式会社	助長し、その健全 な育成を阻害する おそれがある。
----	---	-----------------	---------------	-----------------	---------------------------------

福岡県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	三 漕 陽 線 上	前	八女郡広川町大字新代 647番6先から 八女郡広川町大字新代 655番8先まで	7.1 ～ 7.4	57.0
			後	八女郡広川町大字新代 647番6先から 八女郡広川町大字新代 655番8先まで	8.1 ～ 8.4	57.0

福岡県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

八 女	三 漕 陽 線 上	八女郡広川町大字新代647番6先から 八女郡広川町大字新代655番8先まで
-----	--------------	--

福岡県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	後川内 黒 木 線	前	八女市黒木町笠原9516番 1先から 八女市黒木町笠原9485番 1先まで	5.5 ～ 10.0	100.6
			後	八女市黒木町笠原9516番 1先から 八女市黒木町笠原9485番 1先まで	6.5 ～ 26.0	100.6

福岡県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
				八女市立花町原			

八女	県道	湯辺田 瀬高線	前	島147番2先から 八女市立花町山 崎1889番1先ま で	6.6 ～ 18.0	113.7	一般国道 3号重用 延長 29.5m
			後	八女市立花町原 島147番2先か ら 八女市立花町山 崎1889番1先ま で	6.6 ～ 18.0	113.7	一般国道 3号重用 延長 29.5m
			後	八女市立花町原 島147番2先か ら 八女市立花町山 崎1889番1先ま で	7.3 ～ 21.8	126.6	一般国道 3号重用 延長 62.5m

福岡県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯辺田 瀬高線	八女市立花町原島147番2先から 八女市立花町山崎1889番1先まで

福岡県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
田川	県道	猪国 豊前柵田線 停車場	前	田川郡川崎町大字安眞木5652番3先から 田川郡川崎町大字安眞木7589番1先まで	4.8 ～ 33.0	427.0	うち県道田川桑野線重用延長53.6メートル
			前	田川郡川崎町大字安眞木5652番3先から 田川郡川崎町大字安眞木7589番1先まで	13.8 ～ 36.0	334.0	
			後	田川郡川崎町大字安眞木5652番3先から 田川郡川崎町大字安眞木7589番1先まで	4.8 ～ 9.0	427.0	うち県道田川桑野線重用延長53.6メートル
			後	田川郡川崎町大字安眞木5652番3先から 田川郡川崎町大字安眞木7589番1先まで	13.8 ～ 36.0	334.0	

福岡県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	猪国 豊前柗田線 停車場	田川郡川崎町大字安真木5652番3先から 田川郡川崎町大字安真木7589番1先まで

公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年12月24日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人ポラリス
 - 代表者の氏名
芳賀 穂子
 - 主たる事務所の所在地
遠賀郡岡垣町高陽台三丁目5番7号
 - 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者等の健康で安心して安全な自立した生活を支援するため、介護に関する事業や、慰問事業を行い、高齢者、障害者の家族の介護負担を軽減し、よって公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
総務事務センター庶務会計及び福利厚生業務
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（

様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年2月19日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書を期限までに提出し、受理された者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称

総務事務センター庶務会計及び福利厚生業務

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成32年5月31日まで

※業務履行期間は、平成27年6月1日から平成32年5月31日までとする。

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号及び福岡市博多区千代一丁目20番31号

福岡県総務部総務事務センター

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定めている資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年3月12日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの。

大分類	中分類	業種名	等級
13	09	人材派遣	AA
13	11	その他	AA

イ 納入しようとする総務事務センター庶務会計及び福利厚生業務について競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書を提出した者

ウ 本調達への共同参加を行っていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

オ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 全体

(ア) 共同参加者は三者以内とすること。

(イ) 共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

イ 各共同参加者

(ア) (1)の全ての要件を満たしていること。((1)のウは除く。)

(イ) 本調達への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

(ウ) 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター総務企画班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3145 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成27年1月23日(金)から平成27年2月10日(火)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局にて行う。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札提案説明会の日時及び場所

(1) 日時

平成27年1月29日(木)午前10時30分から

(2) 場所

福岡県庁行政棟南棟1階総務事務センター調達班入札室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) その他

出席者は、1者につき3名までとする。

10 競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出

(1) 期限

平成27年2月19日(木)午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしてない者は入札に参加できない。

イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提案書等は返却しない。

11 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成27年3月12日(木)午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

12 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成27年3月13日(金)午前11時00分

(2) 場所

福岡県庁行政棟南棟1階総務事務センター調達班入札室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

13 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

※ 見積金額とは、入札書に記載した金額に100分の8を加算した金額をいう。

- (1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約の履行（2件以上）を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札保証金の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成27年3月12日（木）午後3時00分

15 落札者の決定方法

- (1) 福岡県財務規則第152条の規定により作成された予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を満たしているものでなければならない。
- (2) 提案内容の評価方法
総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件に沿った内容であるかを判定し、各項目の評価に応じ、370点の範囲内で得点（以下、「技術点」という。）を与える。
ア 評価基準については、別記「提案書評価基準」とおとりとする。
イ 付加点の評価は、本委託業務への重要性及び必要性に照らし、10点～40点までの配点で設定し、評価ランクによりA～Eの評価を行い、得点を与える。

評価ランク	評価内容	得点
A	非常に優れている	満点×100%
B	優れている	満点×80%
C	やや優れている	満点×50%
D	必須要件は満たすが、それ以上の加点要素がない	満点×20%
E	記述なし、必須要件を満たさない	満点×0%

(3) 入札価格の評価方法

入札価格については150点の範囲内で得点を与える。以下の式により換算し、入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）を与えることとする。

$$\text{価格点 (P)} = 150 \times \{1.0 - (\text{入札価格} \times 1.08) / \text{予定価格}\}$$

(4) 総合評価の方法

ア 評価に当たっては、520点の範囲内で配点を行い、15の(2)及び(3)で算出された技術点及び価格点の合計点数とする。

ただし、提案書評価基準の区分該当で「必須」に「○」が付された項目が1項目でも評価がEの場合は、落札者とししない。

イ 提案・評価項目表に記載されていない提案内容は、評価の対象とししない。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、15の(4)によって得られた合計点数の最も高いものを落札者とする。

イ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が当該調達において最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とするところがある。

エ 審査結果の通知及び通知方法

通知期限：平成27年3月27日（金）

通知方法：全ての入札書提出者の得点を一覧表にし、全ての入札書提出者に書面により通知する。

16 低入札価格調査基準価格等の有無

有

17 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

18 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面等を2件以上提出する場合

19 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

なお、契約書に要する一切の費用は落札者の負担とする。

- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものである。

20 Summary

- (1) Nature of the service(s) to be required:
Welfare program operated by the General Affairs Center
- (2) Period of Contract:
From the date the contract is effective through 31 May, 2020
- (3) Date of time limit for proposal:
5:00 PM 19 February, 2015
- (4) Date of time limit tenders:
5:00 PM 12 March, 2015
- (5) Contact point for the Notice:
General Affairs Center,
General Affairs Department,
Fukuoka Prefectural Government,
7-7, Higashikoen,
Hakata-ku, Fukuoka City,
812-8577 JAPAN.
Phone:(092)643-3145

別記 提案書評価基準

大項目	小項目	区分該当		審査内容								
		必須	技術点	必須要件	記載を求める項目	付加要件						
1	本件委託業務に対する提案者の考え方	(1)	本件業務委託についての考え方	○	10	業務委託によるアウトソーシングの効果や意義を理解した基本姿勢が示され、かつ、妥当なものであること。	①本件業務委託によるアウトソーシングの効果や意義 ②提案者が考える業務委託に際しての基本姿勢 ③その他	提案者から示されたその内容が必須要件を超える、有益かつ具体的な提案がなされているか。				
				2	事前準備作業	(1)	事前準備作業	○	10	提案者が考える事前準備作業がスケジュールを含めて示され、かつ、妥当なものであること。	①業務引継、要員採用、研修の項目に係る具体的なスケジュール ②事前準備作業での進捗管理の方法とその手順(チェックシート、進捗管理表等) ③その他	同上
								(2)	想定される問題点及びその解決方法	○	20	提案者が想定する問題点及び解決策が示され、かつ、妥当なものであること。
(3)	業務引継作業での実施体制	○	20	開始直後から確実な業務の履行が行われるよう、業者内部での効果的な業務処理体制について示され、かつ、妥当なものであること。	①業務引継のための業者内部における具体的な実施体制(プロジェクト体制やサポート体制の整備等) ②引継作業に従事する要員数とその考え方 ③引継作業における確認漏れなどを防止するための対策	同上						
3	本件委託業務の業務処理方法	(1)	業務状況の把握・管理方法	○	40	提案者が考える業務実施にあつての進捗管理等、業務状況の把握・管理の手法について対処方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①業務の進捗状況を把握するための業務別、期間ごと(年間、月間など)の管理方法 ②日々の業務状況を把握・管理する方法(日報の作成等) ③その他	同上				
				(2)	問い合わせ対応方法	○	20	提案者が考える効果的な問い合わせ対応の手法について、対処方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①問い合わせ対応でのばらつきを防止する方策(照会・回答内容の検索を可能とするシステムの構築等) ②同様の質問を防止する方策(FAQの作成、職員への周知等) ③一人の担当者が不在の場合にも問い合わせに対応できるような方策(同一業務を複数の者で処理させる等) ④その他	同上		
				(3)	業務処理方法	○	30	本件委託業務の効果的な業務遂行のための手法について対処方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①個別業務ごとの具体的な業務処理方法 ②予せぬ事態にも柔軟に対応するための方策(業務ごとに正副担当者を配置等) ③継続的なノウハウの蓄積方法及び業務改善の提案と推進策(マニュアルの継続的更新等) ④その他	同上		
				(4)	サービスレベルの確保	○	30	日常業務での品質の確保及び繁忙期や要員交替時においてもサービスレベルが確保されるための方策について示され、かつ、妥当なものであること。	①処理ミスや処理漏れなどに対する具体的な対応策(誤率率の目標値設定等) ②従事者ごとの業務レベルを把握しサービスレベルの向上を図るための具体的な方策 ③繁忙時・要員交代時における品質確保のための具体的な方策 ④その他	同上		
4	業務実施体制及び要員に関する提案者の考え方	(1)	要員の業務履歴及びスキル	○	40	提案者が本件委託業務で配置する統括責任者、業務責任者及び業務従事者の業務経験及びスキルについて示され、かつ、妥当なものであること。	①統括責任者、業務責任者及び業務従事者ごとの必要と考える業務経験と能力 ②具体的な配置予定者の業務経験	提案者から示された業務経験が本件委託業務と同様のものである等、円滑な業務運営に寄与するものであるか。				
				(2)	業務処理体制	○	30	業務の履行が確保されるような業者内部での効果的な業務処理体制について示され、かつ、妥当なものであること。	①統括責任者、業務責任者及び業務従事者の役割分担 ②統括責任者、業務責任者及び業務従事者の配置体制・配置人員とその考え方 ③繁忙期の処理体制、支援体制 ④その他	提案者から示されたその内容が必須要件を超える、有益かつ具体的な提案がなされているか。		
				(3)	業者内部での教育・研修	○	20	業者内部で要員に対し行う教育・研修の内容及び方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①要員種別(継続従事者、新規従事者、短期従事者)ごとに必要な研修とその内容 ②具体的な研修の手法(OJT等) ③研修効果の検証及び検証結果によるフォローアップの方法 ④その他	同上		
				(4)	長年にわたる安定的な人員の供給	○	30	本件委託業務処理に関して、長年にわたり安定的に人員を供給するための方法及びリスクへの対処方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①長年にわたる安定的な人員供給のための業務従事者の労働条件 ②離職者防止への取り組み(モチベーションアップ方法、メンタルケア等) ③長年にわたる安定的な人材供給についての実績や体制 ④その他	同上		
5	セキュリティの確保	(1)	セキュリティの確保	○	20	本件委託業務を遂行するにあたり、セキュリティを確保するための提案者の考え方と実現方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①具体的かつ明確なセキュリティ確保対策(1D、パスワードの管理徹底、内部監査の実施、私物持込の制限等) ②セキュリティ確保のための社内ルールの概要(ルール資料を提出) ③公的機関のセキュリティ認証等(プライバシーマーク、ISO等)の取得状況(認証のコピーを提出) ④その他	同上				
6	その他	(1)	業務の円滑な引継	○	10	本件委託業務について、次の受託業者への業務引継を効率的、効果的に実現するための提案者の考え方と実現方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①引継作業を行う実施体制(プロジェクトチーム等) ②具体的な業務引継方法(マニュアル、FAQ、蓄積データの提供、引継完了後の支援等) ③これまで業務に従事した者への対応(次期受託業者への就業支援等) ④その他	同上				
				(2)	災害発生時等における業務執行体制の確保	○	10	地震、疫病の発生など一時的に業務執行体制の確保が困難になった際に、業務の優先順位、人員の確保をどうするか等、リスクへの対処方法が示され、かつ、妥当なものであること。	①危機発生時における業務の優先順位の考え方及び人員確保策 ②危機発生時に対処するための事前の対応策(研修、訓練の実施) ③その他	同上		
				(3)	業務アウトソーシングの実績	-	20	自治体又は民間企業での業務アウトソーシングの受託実績について、実施期間・実施業務内容・規模等が示され、かつ、妥当なものであること。	①過去5年間に本件委託業務と同様の業務を請負契約として受託した契約実績	提案者から示された実績が本件委託業務と同様のものであり、円滑な業務運営に寄与するものであるか。		
7	本件委託業務実施に対する留意点・追加提案等			-	10	-	①これまでに提示されていない項目についての有益な提案	本件委託業務実施の上で、有効・有益な注意事項や追加提案が具体的に記述され、本件委託業務を遂行する上で有益なものであるか。				
区分別 技術点合計				370								

・記載を求める項目の「その他」の項目については、記載を求めている項目以外で有益かつ具体的な提案があれば記載し、記載した内容については1項目として評価する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ドラッグコスモス古賀店
 - (2) 所在地 古賀市花見東一丁目1880番2ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ドラッグコスモス古賀店
 - (2) 所在地 古賀市花見東一丁目1880番2ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業3・3・25号那珂川宇美線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県那珂県土整備事務所 大野城市白木原三丁目5番25号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成26年12月26日付で地域森林計画を立てたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 森林計画区の名称
福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡及び糟屋郡の各一円）
- 2 縦覧場所
福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所

3 縦覧期間

平成27年1月23日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果

意見なし

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定及び第15条の3第1項の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社B・J

(2) 所在地

大分県日田市大字友田3237番地

(3) 代表者

代表取締役 梅村 房男

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の許可の取消し

産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し

3 処分の年月日

平成27年1月9日

4 処分の理由

事業者が、平成26年12月1日午後1時、大分地方裁判所日田支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号及び法第15条の3

第1項第1号に該当するに至ったため。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字出シ丸3424番2及び3424番22

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市大井台12-7

中園 洋介、中園 聡子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市花見東七丁目1295番22、1295番209及び1295番212から1925番234まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神五丁目7番1号

株式会社 ファミリー

代表取締役 橋本 大輔